



# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日  
**2024年12月28日**

## 野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース（為替ヘッジあり） Bコース（為替ヘッジなし）

野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース  
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース

追加型投信／内外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

**0120-753104** 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**野村信託銀行株式会社**

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年2回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)
Bコース								なし

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### ＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年11月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：63兆6489億円（2024年10月31日現在）

<p>この目論見書により行なう野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月27日に関東財務局長に提出しており、2024年12月28日にその効力が生じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。</li> <li>● 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。</li> <li>● 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。</li> </ul>
--



# ファンドの目的・特色

ファンドは、ESG※を投資対象選定の主要な要素としており、「ファンドの目的・特色」にその詳細を記載しています。

※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

## ■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

新興国を含む世界各国の金融商品取引所に上場している環境関連企業の株式を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

ファンドは投資する外国投資法人において、為替ヘッジを行なう「Aコース」と為替ヘッジを行なわない「Bコース」から構成されています。

- 各々以下の外国投資法人である「BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド名	投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券
Aコース (為替ヘッジあり)	BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント-I Plus H JPY（分配なし）
Bコース (為替ヘッジなし)	BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント-I Plus JPY（分配なし）

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- 通常の状況においては、「BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

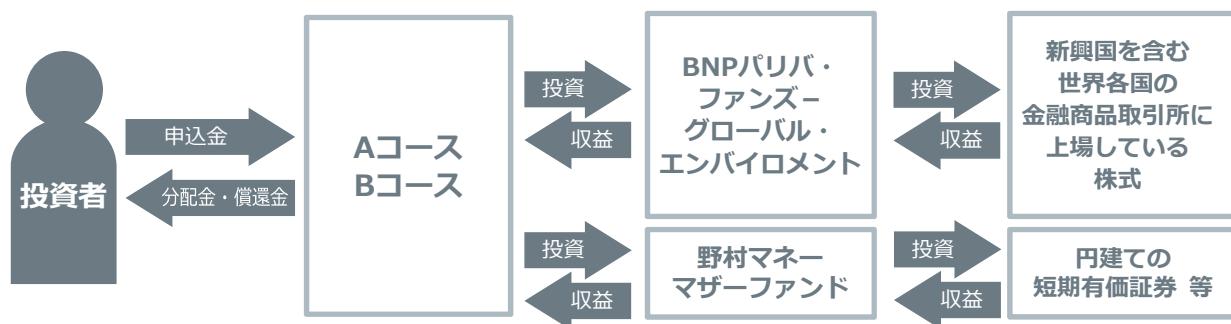
※通常の状況においては、「BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

## ■ファンドの組み入れ銘柄■

ファンドが投資対象とする「BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント」では、ESG特性を重視して選定した銘柄に純資産総額の75%以上を投資します。

\* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 投資対象とする外国投資法人の概要

BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメントーI Plus H JPY（分配なし）／I Plus JPY（分配なし）  
(ルクセンブルグ籍外国投資法人)

### <運用の基本方針>

主要投資対象	新興国を含む世界各国の金融商品取引所に上場している環境関連企業の株式
投資方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・新興国を含む世界各国の金融商品取引所に上場している環境関連企業の株式を主要投資対象とし、中期的な資産価値の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。</li><li>・投資対象とする環境関連企業には、再生可能エネルギー／代替エネルギー、エネルギー効率、水インフラ／水テクノロジー、汚染防止、廃棄物管理／テクノロジー、環境サポートサービス、持続可能な食品関連企業などが含まれますが、これらのテーマに限定されることなく、環境関連企業に幅広く投資を行ないます。</li><li>・株式等への投資割合は、ファンドの純資産総額の75%以上とします。</li><li>・クラスI Plus H JPY（分配なし）は、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。</li><li>・クラスI Plus JPY（分配なし）は、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないません。</li><li>・効率的な運用およびヘッジを目的として、デリバティブ取引を利用することができます。</li><li>・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li></ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・同一発行体が発行する譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。</li><li>・純資産総額の5%を超える同一発行体の譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、合計で純資産総額の40%以下とします。</li><li>・ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行なうことはできません。</li></ul>
収益分配方針	原則として分配を行なわず信託財産の成長を目指します。
償還条項	外国投資法人の取締役会において決議がなされた場合には、償還となります。
<主な関係法人>	
管理会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグ
投資顧問会社	インパックス・アセットマネジメント・リミテッド
管理事務代行会社 保管会社 名義書換事務受託会社	BNPパリバ ルクセンブルグ支店
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額の0.76%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。



# ファンドの目的・特色

## ■投資対象とする外国投資法人におけるサステナブル投資と持続可能な社会への移行の促進■

- ・投資対象とする外国投資法人では、環境関連企業の株式への投資を通じて、持続可能な社会への移行を促進することを目指します。また、同銘柄への投資比率は純資産総額の75%以上を維持することを基本とします。
- ・環境関連企業の技術、製品およびサービスなどが環境に与える影響を把握し、ファンド全体における持続可能な社会への移行に対する貢献度合いをモニタリングします。

## ■インパックス・アセットマネジメント・リミテッドのスチュワードシップ方針■

- ・インパックス・アセットマネジメント・リミテッドリミテッドは、議決権行使やエンゲージメント（対話）を通じて、投資先企業の持続可能な成長を促します。
- ・インパックス・アセットマネジメント・リミテッドのスチュワードシップ方針の詳細は、以下のサイト（「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」）内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「野村環境リーダーズ戦略ファンド」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、インパックス・アセットマネジメント・リミテッドのサイト（英語）にアクセスいただくと、ご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4>





# ファンドの目的・特色

## ■ 外国投資法人におけるポートフォリオ構築プロセス ■

### 投資ユニバース：有望な企業の特定

環境関連ビジネスから生じる売上等の比率が一定以上の企業を投資対象とします。

### 投資銘柄群：優良企業の選定

ESG分析を含むファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析を通じて投資銘柄群を選定します。

### ポートフォリオ構築

投資対象企業を選定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオ構築後は議決権行使や継続的なエンゲージメント（対話）を通じて、投資先企業の持続的な成長と企業価値の向上を促します。

ESG分析には主に以下のような項目が含まれます。

#### ガバナンス：

役員構成、報酬、株主権利、内部統制など

#### 環境・社会リスク：

資源の活用、生物多様性、環境汚染、サプライチェーン、製造物責任など

#### 気候変動：

気候変動への対応

#### 人的資本の管理およびダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）：

効率的な人材活用、多様性のある組織および職場における公平性など

#### ESGの観点からの論争：

論争の種類や重大性、対応や見通しなど

\* BNPパリバ・アセットマネジメントのサステナブル投資規則が定める産業や業種（国際的な規範から大きく外れる石炭、非人道的兵器などや、社会や環境に甚大な被害をもたらすとされる非在来型石油・ガス、たばこなど、エンゲージメントが意味をなさない産業や業種）に属する銘柄等には投資を行いません。

\* 上記の投資対象とする外国投資法人の概要については、2024年12月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

## スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。なお、外国投資証券への投資を通じて、デリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配の方針

原則、毎年4月および10月の11日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・「Bコース」が投資する「BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント-I Plus JPY（分配なし）」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動の影響を受けます。</li><li>・「Aコース」が投資する「BNPパリバ・ファンズーグローバル・エンバイロメント-I Plus H JPY（分配なし）」においては、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</li><li>・各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</li></ul>
ESG投資に関するリスク	ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。



# 投資リスク

- ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合には、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各コースが各々投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- 投資対象とする外国投資法人においては、当該外国投資法人全体で一定規模以上の純資金流出入が生じた場合、当該流出入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があります。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受け付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考查  
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行なっています。
  - 運用リスクの管理  
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
- ※流動性リスク管理について  
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

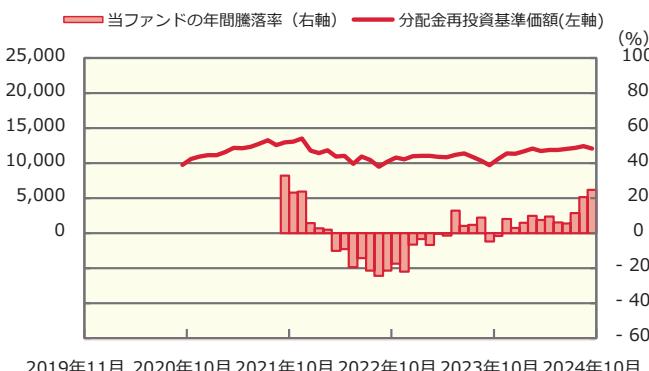


# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2019年11月末～2024年10月末：月次)

### I Aコース

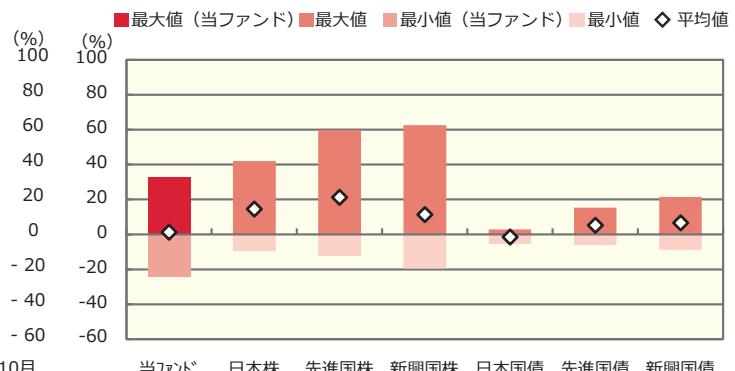
#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2021年10月から2024年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

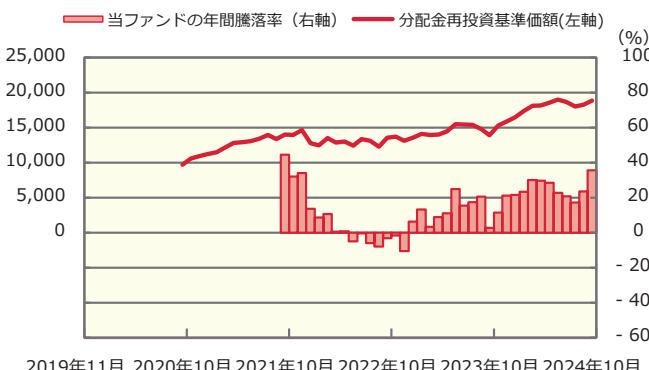
\* 2019年11月から2024年10月の5年間（当ファンドは2021年10月から2024年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### I Bコース

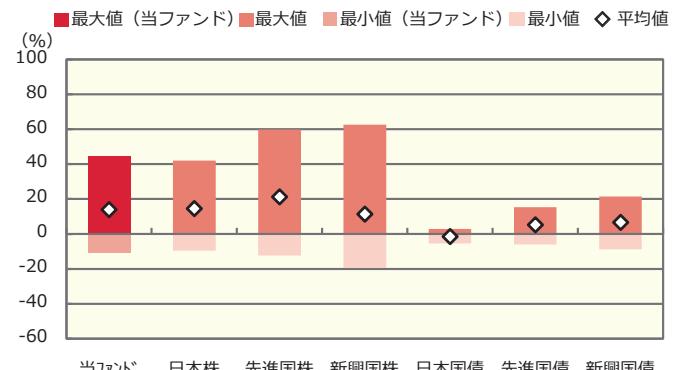
#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2021年10月から2024年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2019年11月から2024年10月の5年間（当ファンドは2021年10月から2024年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

## <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）… 配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）… MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債… NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しえ切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）… FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）… 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。  
米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。  
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

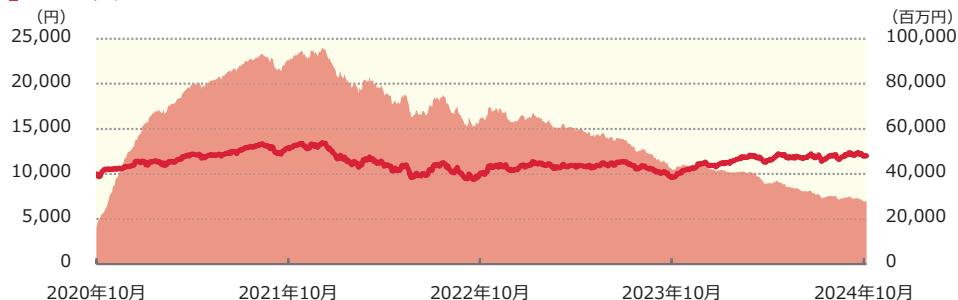


# 運用実績 (2024年10月31日現在)

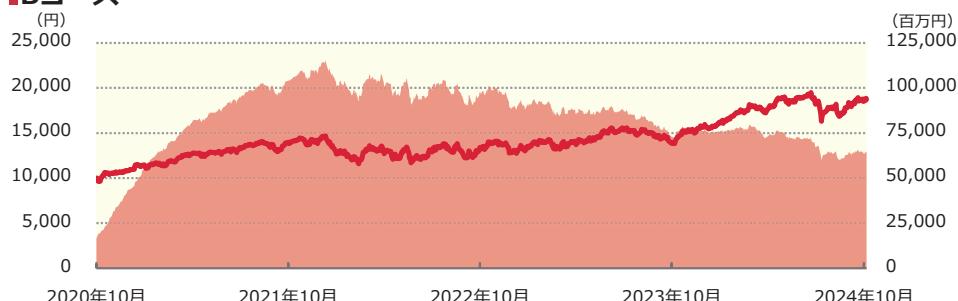
## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)

■ 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

### Aコース



### Bコース



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

### Aコース

2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
2022年10月	0 円
設定来累計	70 円

### Bコース

2024年10月	10 円
2024年4月	10 円
2023年10月	10 円
2023年4月	10 円
2022年10月	10 円
設定来累計	80 円

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率 (%)	
				Aコース	Bコース
1	マイクロソフト	米国	情報技術	4.5	4.4
2	ウエイスト・マネジメント	米国	資本財・サービス	4.4	4.4
3	リンデ	米国	素材	4.3	4.3
4	アジレント・テクノロジー	米国	ヘルスケア	3.9	3.9
5	エア・リキード	フランス	素材	3.4	3.4
6	シュナイダーエレクトリック	フランス	資本財・サービス	3.0	3.0
7	テキサス・インスツルメンツ	米国	情報技術	3.0	3.0
8	シノプシス	米国	情報技術	2.7	2.7
9	エヌビディア	米国	情報技術	2.6	2.6
10	キャリア・グローバル	米国	資本財・サービス	2.6	2.6

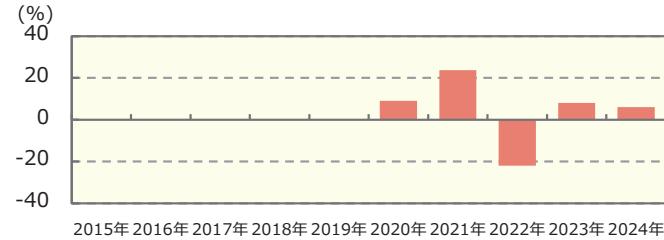
・国/地域は原則発行国・地域で区分しております。



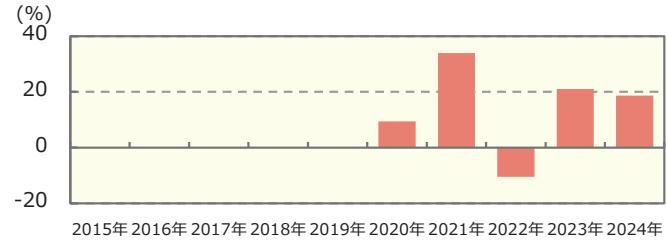
# 運用実績 (2024年10月31日現在)

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)

Aコース



Bコース



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2020年は設定日（2020年10月26日）から年末までの收益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位 (購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購入の申込期間	2024年12月28日から2025年12月26日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合、あるいは申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行      • ロンドンの銀行      • ルクセンブルグの銀行 ・ニューヨーク証券取引所    • ロンドン証券取引所
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2020年10月26日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年4月および10月の11日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、5000億円
公 告	原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。



## 手続・手数料等

### 課 税 関 係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 上記は2024年10月末現在の情報に基づくもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.3%（税抜3.0%）以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。			
	信託報酬率	年1.10%（税抜年1.00%）		
	支払先の配分（税抜）	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	
	販売会社		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等	
			年0.25%	
	受託会社		ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	
			年0.70%	
	投資対象とする外国投資証券の信託報酬率			
	実質的な負担 <sup>(注)</sup>			
	年1.86%程度（税込）			
(注) ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。				
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税			
	等			



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

\* 上記は2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
Aコース	1.94	1.11	0.00	0.75	0.08
Bコース	1.94	1.11	0.00	0.75	0.08

（2024年4月12日～2024年10月11日）

\* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。

\* 各比率は、年率換算した値です。

\* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

\* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

\* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

\* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

\* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

\* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

\* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



## 追加的記載事項

### ● ファンドの名称について

「野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース」に「(為替ヘッジあり)」、「野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース」に「(為替ヘッジなし)」を付記する場合があります。

